

**令和7年度障がい者芸術文化祭
パラアートえひめ（パラアーティスト in Zooseum、レンタルアート）推進事業委託業務
仕様書**

1 目的

本業務は、県民が障がい者アートに身近に触れる機会を提供することで、障がい者アートの認知度向上、魅力発信及び裾野拡大につなげるとともに、障がい者芸術文化活動を通じた障がい者の生きがいをづくりと社会参加を促進することを目的とする。

2 業務名

令和7年度障がい者芸術文化祭 パラアートえひめ（パラアーティスト in Zooseum、レンタルアート）推進事業委託業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

4 業務内容

受託者は、愛媛県（以下、「県」という。）、パラアーティスト、関係者と十分に連携して、以下の業務を遂行すること。なお、本業務は、「アートベンチャーえひめフェス2025」と連携し、令和7年度障がい者芸術文化祭（パラアートえひめ2025）の事業として実施すること。

（1）パラアーティスト in Zooseum 事業

県民がパラアーティストの魅力に触れる機会を提供するため、愛媛県立とべ動物園（以下、「とべ動物園」という。）、愛媛県美術館（以下、「県美術館」という。）において、ライブドローイングなどパラアーティストの創作活動や障がい者アートの魅力を紹介するイベントを実施するとともに、とべ動物園内にパラアーティスト作品を訴求する膜アートを制作して展示する。

本事業実施においては、膜アートの知見を有する事業者と連携すること。

ア 参加パラアーティスト

- ・石村嘉成氏と県内在住の次世代アーティスト3名程度とする。なお、次世代アーティストの年齢は問わないものとする。
- ・次世代アーティスト候補者は受託者が公募し、県や関係者と協議の上、決定すること。
- ・参加パラアーティストの参加経費（出演費、旅費、画材、輸送費等）は、受託者が負担すること。

イ 実施日程

- ・令和7年11月1日（土）、11月24日（月・祝）、12月13日（土）の3日
※なお、石村氏の出演は、上記3日（3回）とし、次世代アーティストの出演は、上記3日に1名ずつが参加することを想定。
※実施時間は、集客効果の高い時間を設定すること

ウ 実施場所

- ・メイン会場：とべ動物園 アニマルステージ（11月1日（土）、24日（月・祝））
- ・サテライト会場：県美術館 講堂（12月13日（土））

エ ライブドローイングなどパラアーティストの創作活動を紹介するイベント

- ・ライブドローイングなどパラアーティストの創作活動やアート作品の魅力を紹介できる内容とすること。
- ・来場者が障がい者アートの魅力を体感できるように工夫すること。
- ・トークショーなど創作活動中の時間にも来場者が楽しめる内容となるように工夫すること。
- ・できる限りパラアーティストと来場者が交流できる内容とすること。
- ・実施時間は、2時間程度を想定するが、内容に応じて調整可能とする。

オ 膜アート

- ・障がい者アート作品の魅力を来場者に訴求するため、石村氏と次世代アーティストの作品等を活用した膜アートを制作し、とべ動物園内の効果的な場所に設置すること。
- ・設置期間については、県及びとべ動物園と協議して決定すること。

カ 留意事項

- ・イベント実施を告知する案内看板等を設置すること。
- ・パラアーティストの特性に応じて、合理的配慮を行うこと。
- ・イベント実施においては、参加申込を行うなど、合理的配慮を行うこと。
- ・イベント実施においては、ブルーシートを設置するなど、会場が汚れないように準備すること。また、パラアーティストの控室確保を調整すること。

（２）レンタルアート推進事業

県民が身近な場所で障がい者アートに触れる機会を提供するため、パラアーティストのアート作品（70作品程度）を集め、令和7年10月から令和8年2月までの約5か月間、とべもり＋エリア周辺のカフェ・飲食店等にアート作品をレンタルして展示する。本事業実施においては、レンタルアートの知見を有する特定非営利活動法人インクルーシヴ・ジャパンと連携すること。

ア レンタルアート作品の選定

- ・県が別途募集する作品と特定非営利活動法人インクルーシヴ・ジャパンが所有する作品を合わせ、とべもり＋エリア付近の飲食店等に展示する70作品程度を審査して選定すること。
- ・県や関係機関と協議の上、制作過程の動画撮影やインタビューを行うパラアーティストを3名程度、選定すること。
- ・レンタルアート作品は、平面作品に限ること。
- ・選定された作品のパラアーティストと事前に協議を行い、作品の著作権の取扱い等、必要な事項について、パラアーティストとの間で書面による契約を締結するなど適切に対応すること。

イ 選定した作品のデータ化

- ・選定した作品のスキャンを行い、データ化すること。
- ・作者の意向に沿う形でできるだけ本物に近い形でデータ化すること。
- ・丁寧に取り扱い、スキャン後は作者に作品を返却すること。

ウ レンタル展示場所の選定

- ・本事業のメリット訴求など効果的なアプローチ方法により、レンタルの依頼、協議を行い、展示場所を選定すること。
- ・展示場所は、中予地域におけるとべもり＋エリア周辺とすること。
- ・多くの方が障がい者アート作品を見ることができる場所を選定すること。具体的には、カフェ・レストラン・銀行・病院・ホテル等を想定。
- ・民間施設を優先とするが、官公庁施設を選定可能とすること。
- ・レンタル展示候補リストを作成し、県に提出すること。
- ・原則1店舗あたり1作品を想定しているが、展示効果等を踏まえ、多くの作品を展示する店舗等を選定など、柔軟に対応可能とすること。

エ レンタル先の作品決定

- ・レンタル先の意見を踏まえて展示作品を柔軟にマッチングすること。
- ・期間中は作品の変更を行わないこと。
- ・データ化した全作品をレンタルしてもらう必要はないが、できるだけ多くの作品がレンタルされるよう調整すること。レンタルされない作品については、本事業のイベント等で展示できるように工夫すること。

オ レプリカ作品の搬入

- ・データ化した作品からレンタル用のレプリカ作品を制作すること。
- ・作者の意向に沿う形とし、できるだけ本物に近い形でレプリカを作成すること。
- ・レンタル先にレプリカ作品を搬入すること。
- ・展示用の額を用意すること。
- ・壁に設置が難しい場合は、イーゼルを貸与すること。
- ・展示における空間づくりの助言を随時行うこと。

カ レプリカ作品の展示

- ・作品やパラアーティスト紹介パネル及び事業紹介パネルを作成すること。パネル内容やデザインについては、県や関係者と協議して決定すること。

キ レプリカ作品の搬出

- ・展示期間終了後、レプリカ作品と貸与品の搬出を行うこと。

ク パラアーティストへの報酬の支払い

- ・レンタルされた作品のパラアーティストに対し、1か月につき1,000円の報酬を支払うこと。

ケ パラアーティストへの記念品授与

- ・レンタルされた作品のパラアーティストに、記念品を授与すること。記念品については県と協議して決定すること。

コ 留意事項

- ・作品が審査選定後にデータ化された場合でも、設置店舗等の意向により、必ずしも全作品がレンタルできるわけではない旨をパラアーティストに伝えること。
- ・レンタル先は、可能な範囲でバリアフリーに配慮すること。
- ・作品を鑑賞し、作品のレンタルや購入等を希望する者に対して、パラアーティストとの仲介を行うこと。
- ・展示期間の終了後において、引き続きレンタル継続を希望する店舗等がある場合は、柔軟に対応すること。
- ・本事業で作成されたレプリカ作品の所有権は、県に帰属すること。

(3) 上記(1)及び(2)の事業運営に関する共通事項

ア 広報・情報発信

- ・本事業実施においては、HP・SNS（県指定のInstagramを含む）・テレビCM・雑誌など幅広い媒体を活用して情報発信を行い、効果的な集客を図ること。
- ・上記(1)及び(2)の事業PRにおいて、相乗効果が期待できるように工夫すること。
- ・SNS広告等を実施し、告知効果を検証すること。
- ・イベント告知を図るため、チラシ等を作成し、障害福祉サービス事業所等（約830か所）に発送するなど、幅広く周知すること。
- ・イベント告知に加え、開催結果の広報PRを図ること。
- ・パラアーティストの日頃の創作活動やイベント内容などを集約したテレビ番組等を制作・放送し、障がい者アートの情報発信を図ること。
- ・レンタルアート作品の展示場所を示したチラシやHPを作成すること。また、レンタルアートの展示場所を巡る仕掛けなどを工夫すること。
- ・広報情報誌でパラアート特集を組むなど、レンタルアート作品を展示する店舗等の情報を効果的に周知を行うこと。
- ・県障がい福祉課が管理するSNS（Instagram）に投稿する画像や文章やショート動画等を作成すること。（例：アーティスト紹介など）
- ・広報用HPを作成し、管理・運営すること。（ドメインは愛媛県が指定したものとする。）
- ・「パラアートえひめ」のロゴを県と協議して制作すること。

イ 留意事項

- ・SNS（Instagram）は、「パラアートえひめ」アカウントを県障がい福祉課で開設する。
- ・アーティストへの取材中や事業当日等、必要に応じて、アカウント管理権限の付与を行うので情報発信を行うこと。
- ・SNS（Instagram）は、統一感のあるデザインとすること。

ウ 独自提案

- ・上記以外の内容について、本事業の目的に合致する効果的な独自提案があれば、積極的に提案すること。

5 業務実施体制

(1) パラアーティスト in Zooseum 事業

- ・イベント時には、障がい者アートに知見を有するスタッフを現場に配置するなど、パラアーティストの障がい特性や来場者に配慮した空間づくりに努めるほか、パラアーティストとのコミュニケーションを緊密に図ることで、創作活動の環境の整備に万全を期すこと。
- ・事業の実施に当たり、運営マニュアルやレイアウト図を適時作成すること。
- ・参加パラアーティスト及び来場者に対する合理的配慮を行うこと。
- ・司会・受付・誘導・来場者への説明など適切な人員配置を行うこと。
- ・参加パラアーティストと調整しながら使用する画材等備品を準備すること。

(2) レンタルアート事業

- ・事業の実施に当たり、運営マニュアルやレイアウト図を適時作成すること。
- ・パラアーティスト及び来場者に対する合理的配慮を行うこと。
- ・適切な人員配置を行うこと。

6 成果品等

- (1) 事業内容(写真、動画等)を記録した電子媒体(具体的には双方協議の上で決定)
- (2) 報告用の撮影写真は、JPEG データで県に速やかに納品すること。なお、納品されたデータは、県及び愛媛県障がい者アートサポートセンターが作成する本事業についてのホームページや印刷物に使用できるものとする。
- (3) イベントの効果検証
今後の障がい者芸術文化祭に関する施策を検証するため、イベントの参加者数や来場者数、感想等の情報を集約すること。

7 留意事項

- (1) 著作権
本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、委託者に帰属するものとするが、本件以外で使用する場合は双方協議の上、決定することとする。
- (2) 個人情報の保護
本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 委託料には、参加パラアーティストへの出演費と旅費、参加アーティストが用意する画材、資材、機材及びそれらの運搬費を含む。出演費は「参加申込書」の提出した事業者へ別途連絡する。
- (4) 受託者が本事業で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、県に帰属する。ただし、参加パラアーティストが制作した制作物については、本人に帰属する。
- (5) 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その費用は委託料を含むものとする。
- (6) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権及び著作者人格権を行使できないものとする。
- (7) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (8) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはいけない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、

個人情報等の取扱いについて厳守すること。

- (10) 各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (11) イベント実施時には、関係者と判断できるよう、名札等を準備するとともに、あいサポートバッジを用意すること。
- (12) 気象警報が出るなど荒天の場合は、県と協議して中止を決定すること。
- (13) 愛媛県文化振興課主催の「アートベンチャーエヒメフェス 2025」の関連事業となるため、文化振興課及び関係事業とも連携すること。
- (14) チラシ、ポスター、パンフレット、看板等の印刷物を制作する場合は、別添「愛媛県「三浦保」愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ」の表示を行い、基金活用事業である旨を記載すること。
- (15) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の実施状況について調査をし、又は報告を求めることができる。
- (16) 本業務は、県と受託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様書の変更等は、県と受託者が協議の上、対応することとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県等と緊密に連絡して情報共有の上、随時協議しながら進めること。
- (2) 費用対効果、法令や環境、感染症等の安全に配慮した業務に努めること。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと（人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること。）。
- (4) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- (6) 本業務は、県と受託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の更、予算額の変更等については、必要に応じて県と受託者で協議の上、対応することとする。
- (7) 本仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合については、県と受託者で協議の上、決定すること。